建物を新築・増改築するときの建築確認申請・工事届について

都市計画区域及び準都市計画区域内で、建物を新築・増改築しようとする場合または、都市計画区域外でも、一定の規模以上の建物の場合は、着工する前に所定の手続きが必要となります。ただし、準防火地域以外の地域で10平方メートル以下の増改築をする場合は除かれます。

この手続きは、「建築確認申請」と呼ばれ、建築基準法という法律で定められています。

個々の建築物が防火、安全、衛生等に支障がないよう、建築計画の適法性をチェックする制度が「建築確認申請」です。

建物の新築や増改築などの工事を行う前には、「建築確認申請」を市に提出してください。なお、計画の内容によっては、事前の調整や、他法令による許可等が必要となる場合もあります。特に、敷地が4m以下の道路（市が指定したものに限る）に接している場合は、道路中心線から2mまでの範囲には、建物、塀等を建てられませんので注意してください。

＊上記についての詳細は、飯田市のホームページでご覧ください。

https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/29/tatemonosintikuzoutiku.html

問い合わせ先	地域計画課　建築指導係　　電話　22-4511　内線　3775